

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月18日
【報告者の氏名又は名称】	I Tホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	富山県富山市牛島新町5番5号
【最寄りの連絡場所】	(東京本社) 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル
【電話番号】	03 - 6738 - 8100
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 浦田 幸夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	I Tホールディングス株式会社 東京本社 (東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、I Tホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エス・イー・ラボをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、券面が発行されていない場合(いわゆる電子化された場合)においては、株券等についての権利を指します。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

(注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法( Securities Act of 1933 )第27A条及び米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社エス・イー・ラボ

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

### (3)【公開買付期間】

平成21年2月3日(火曜日)から平成21年3月17日(火曜日)まで(30営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年3月18日に株式会社大阪証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,592,043(株)	2,592,043(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券( )		
株券等預託証券( )		
合計	2,592,043	2,592,043
(潜在株券等の数の合計)		( )

## (4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,569
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年12月31日現在)(個)(g)	3,796
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$ )(%)	94.02

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成21年2月13日に提出した第30期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の第30期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(3,798,000株)から同日現在の対象者の所有する自己株式数(1,705株)を控除した株式数(3,796,295株)に係る議決権の数(3,796個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。